

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」の概要と説明会の開催について

—静岡労働局 労働基準部 監督課—

☆「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」とは？

この法律は、(1)高度な専門的知識などを持つ有期雇用労働者、(2)定年後引き続き雇用される有期雇用労働者が、その能力を有効に発揮できるよう、事業主が雇用管理に関する特別の措置を行う場合に、労働契約法の「無期転換ルール（有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組み）」に特例を設けるもので、平成27年4月1日から施行されます。

○ 特例の対象となる労働者は…

- (1) 5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務（プロジェクト）に従事する、高収入、かつ高度な専門的知識・技術・経験を持つ有期雇用労働者
- (2) 定年後に、同一の事業主または「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」における「特殊関係事業主」に引き続き雇用される有期雇用労働者



○ 特例の対象となる事業主は…

対象労働者に応じた適切な雇用管理の措置に関する計画について、厚生労働大臣から認定を受けた事業主。認定には、厚生労働大臣が策定する対象労働者に応じた適切な雇用管理の実施に関する基本的な指針に照らして適切なものであることが必要となります。

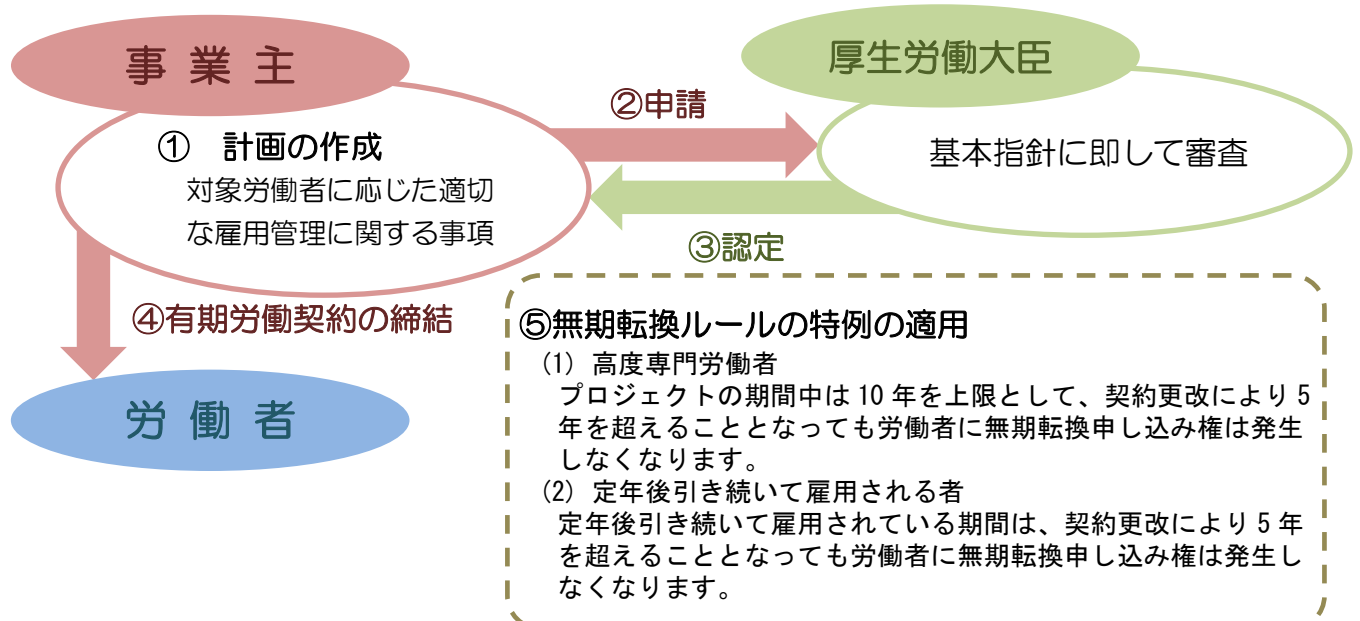
なお、「基本的な指針」につきましては今後示されることとなっていますので、改めてお知らせすることとしています。

○ 特例の具体的な内容は…

次の期間は無期転換申込権が発生しないこととなります。

- (1) の労働者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限10年）
- (2) の労働者：定年後に引き続き雇用されている期間

○ 無期転換ルールの特例の仕組みは…



説明会のご案内は裏面にあります。

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に 関する特別措置法」説明会のご案内

—静岡労働局 労働基準部 監督課—

○ 説明会の内容

開催日時	平成 27 年 3 月 16 日(月) 【1 回目】 13 : 30 (受付開始 13 : 00) ~1 時間程度 【2 回目】 15 : 30 (受付開始 15 : 00) ~1 時間程度
会 場	静岡市駿河区馬淵 1 丁目 17-1 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」6 階大ホール 静岡駅北口から西方へ徒歩 15 分 ※駐車場のご用意はございません。
定 員	各回 300 人 参加費無料 ※先着順で定員に達し次第、締め切らせて頂きます。 締め切り後のお申込みのため参加いただけない場合はその旨 ご連絡させていただきます。
内 容	専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の制度と 手続きについて

○ 申込書

(下記に必要事項を記載の上、FAX (054-221-7038)にてお申し込みください。)

お申込回	1 回目 ・ 2 回目 (ご希望の方へ○印をつけてください。)	
ふりがな		
お名前		
ご所属	(事業場名) ※差支えない範囲でご記入ください。 (役職等)	
ご連絡先	所在地	
	電話番号 ()	当説明会へのご参加に関して連絡を させていただくことがありますので、 必ずご記入願います。
	FAX番号 ()	

※ 送信していただいた個人情報は、当説明会に関する以外には使用しません。

お問い合わせは…静岡労働局 労働基準部 監督課まで
電話 054-254-6352 FAX 054-221-7038